

河長監第165-2号
令和4年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員
村治 規行
浦山 宣之

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：公益財団法人河内長野市公園緑化協会

第2 監査対象期間

原則として令和2年度、必要に応じて令和3年度

第3 監査実施期間

令和3年12月24日（金）から令和4年3月25日（金）まで

第4 監査対象団体所管部局

都市づくり部公園河川課

第5 監査項目及び手続き

監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、

監査を実施しました。

また、指定管理者として選定された監査対象団体が、公の施設の管理を適切かつ公平、公正に行っているか、事業報告書等が基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか、指定管理者制度の目的を達成しているか等に留意し、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、池田公認会計士事務所に委託し、実施しました。

第6 監査結果

監査対象団体の出納、出納に関連する事務等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

1. 指定管理業務に係る収支報告の正確性の検証について

河内長野市と公益財団法人河内長野市公園緑化協会（以下「緑化協会」という。）が締結した、「河内長野市公園等の管理運営に関する基本協定書」によれば、指定管理者である緑化協会は毎年度、業務の実施状況、利用の状況及び収支に関する事項が記載された事業報告書を河内長野市に提出することが求められていました。

緑化協会が都市づくり部公園河川課（以下、「所管課」という。）に提出した事業報告に含まれる収支報告を確認したところ、委託費が541,100円過大（報告値：156,097,826円、実際値：155,556,726円）となっていました。

また、所管課による同収支報告の検証方法を確認したところ、緑化協会から収支報告を入手し、異常がないかの確認を行っているとのことでしたが証拠書類との照合を行うことにより収支報告が正確かどうかの検証を行っておらず、委託費が過大に報告されていることを把握していませんでした。

現状では、施設の維持管理コストが適切に把握できず、指定管理者に支払う指定管理料が適切であるかどうか判断できない、また、今後の公園運営のあり方に関する適切な検討ができないリスクがあります。

緑化協会は、市に収支報告を提出するに際しては、指定管理業務の収

支実態を適切に報告できるよう、内部で慎重に収支報告が正確であるかを確認する必要があります。

所管課は、指定管理者から提出される収支報告につき、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うことにより、収支報告の正確性を検証する必要があります。

2. 指定管理業務の再委託について

河内長野市と緑化協会が締結した、「河内長野市公園等の管理運営に関する基本協定書」によれば、市の承認があれば、指定管理業務の一部を第三者に委託（再委託）することが可能であることが規定されていました。

再委託の承認に関する書類を確認したところ、所管課は緑化協会から再委託に関する申請を受け、承認していましたが、申請書類には再委託先名及び契約金額が記載されておらず、緑化協会と再委託先の契約書を事後的に確認するのみとなっていました。

基本協定書において、再委託に関し市の承認を事前に要するとした趣旨は、市との契約において望ましくない者の契約への参入を防止すること及び指定管理業務の重要な部分が再委託されていないかを市が確認することにあります。この趣旨からすれば、指定管理者である緑化協会は、再委託先との契約の締結の前に、所管課に契約候補者名と契約予定金額を報告し、所管課の承認を経て契約候補者と契約を締結する必要があります。

3. 指定管理業務の貸与備品について

河内長野市と緑化協会が締結した、「河内長野市公園等の管理運営に関する基本協定書」によれば、市から協会に指定管理業務のために貸与した備品の異動について、緑化協会は市に定期的に報告する必要があるとされており、緑化協会は市からの貸与備品の異動に関する報告を行っていました。

しかしながら、貸与備品の異動に関する報告のみでは、仮に同備品が紛失又は盗難されていても容易には発見できないリスクがあります。

緑化協会は、市から提示された貸与備品一覧と備品現物の照合を定期的実施し、所管課に報告する必要があります。また、所管課は、緑化協会からの報告が適切に行われているか、緑化協会の照合結果を確認し、必要に応じて抽出により現物の確認を実施する必要があります。（なお、貸与備品が膨大である場合には、保管場所ごとに日を定め、順番に照合

を実施すべきと考えます。)

4. 退職給付引当金の過大計上について

公益財団法人河内長野市公園緑化協会職員退職手当支給規程（以下「退職手当規程」という。）において、緑化協会の職員が退職した際に支給される退職手当の算出方法が定められていましたが、同規程により算出した自己都合により退職した職員に支給されるべき金額（自己都合要支給額）と緑化協会の貸借対照表に計上されている退職給付引当金が一致していませんでした。現状は、退職給付引当金及び退職給付引当資産が1,682,573円過大となっていました。

退職給付引当金は、期末時点の職員の退職手当の見込額（協会の負担額）を表すものであるため、また、退職給付引当資産は退職手当の原資を表すものであるため、退職手当規程に基づく期末要支給額にて計上する必要があります。

5. 職員の勤勉手当（賞与）に関する支給規程について

緑化協会の職員の勤勉手当（賞与）は、公益財団法人河内長野市公園緑化協会職員給与規程第24条に基づいて支給されていました。

しかしながら、同規程同条第2項には勤勉手当基礎額に乗ずる割合（期間率（最高100分の100）と成績率）について100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならないと規定されており、一方、同規程同条第6項では、成績率の割合は、100分の40以上100分の90以下の範囲内で理事長が定めるものとする規定されているため、当規程の各項が整合していない状況にありました。

勤勉手当支給の客観性を確保するため、規定の各項を整合させたうえで、勤勉手当（賞与）を支給する必要があります。

6. 租税公課（消費税）の配分について

緑化協会から市に提出された指定管理に関する収支報告において、租税公課（法人として申告し納付する消費税）が経費として計上されていましたが、当該租税公課は緑化協会の各事業（指定管理事業、その他公益事業及び法人会計）の職員の給与額を基準として各事業に配分されていました。

給与は、消費税が課税されるものではないため、租税公課の配分基準としては合理的なものではなく、租税公課は各事業の課税売上から課税仕入（消費税が課される経費）を控除した額を基準として各事業に配分する必要があります。